

北海道経済同友会専務理事
北海道経済連合会事務局長
北海道商工会議所連合会事務局長
北海道商工会連合会事務局長
一般社団法人北海道中小企業家同友会事務局長 様
北海道中小企業団体中央会専務理事
連合北海道総務財政局長
一般社団法人北海道消費者協会事務局長

北海道経済部労働政策局雇用労政課
働き方改革推進室長

北海道カスタマーハラスメント防止条例に係る指針の策定について

日頃より、本道の労働行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年11月に「北海道カスタマーハラスメント防止条例」が制定され、道では、条例に基づき、カスハラへの適切な対処方法、カスハラの事例及びその他必要な事項を定めた「北海道カスタマーハラスメント防止条例に係る指針」を策定し、条例と同じく本日より施行しましたので、別添のとおりお知らせします。

なお、指針等については、次のとおり北海道経済部労働政策局雇用労政課ホームページで公表しております。

つきましては、条例等に基づき実施する道のカスハラ防止対策にご協力いただきますとともに、条例と併せて指針について構成員に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

構成員に周知いただくとともに、

1 添付資料

- ・北海道カスタマーハラスメント防止条例
- ・北海道カスタマーハラスメント防止条例に係る指針

2 北海道経済部労働政策局雇用労政課HP (カスハラ)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/hokkaido-kasuhara.html>

本内容に関するお問い合わせ

Tel:011-204-5354 FAX:011-232-1038

就業環境係 主幹 齋野 (26-756)

主査 川口 (26-467)